

第 7 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成24年12月17日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

## 第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成24年12月17日（月曜日）

午前10時1分開議

午前11時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第10号 専決処分の報告及び承認について

議案第11号 専決処分の報告及び承認について

議案第12号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県広域本部設置条例の制定について

議案第14号 熊本県広域本部の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第15号 熊本県福祉事務所設置条例及び熊本県保健所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 当せん金付証票の発売について

議案第55号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

議案第56号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

請第27号 私学助成の充実強化に関する請願

報告事項

①熊本県地域防災計画の見直し及び防災対策について

②地域を支える体制のあり方について（案）

③平成23年度熊本県普通会計決算の概要について

④鹿児島県を加えた四県での防災消防ヘリコプター相互応援協定の締結について

⑤川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長 池田和貴

副委員長 東 充美

委員 早川英明

委員 氷室雄一郎

委員 荒木章博

委員 鎌田 聡

委員 中村博生

委員 重村 栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹

危機管理監 佐藤 祐治

秘書課長 山口 達人

首席審議員兼広報課長 田中 浩二

危機管理防災課長 福島 誠治

知事公室付政策調整監 成 富 守

総務部

部長 駒崎 照雄

政策審議監 鷹 尾 雄 二  
 文書私学局長 岡 本 哲 夫  
 総務税務局長 倉 永 保 男  
 総括審議員兼市町村局長 小 嶋 一 誠  
 人事課長 古 閑 陽 一  
 財政課長 濱 田 義 之  
 県政情報文書課長 本 田 雅 裕  
 私学振興課長 仁 木 徳 子  
 総務事務センター長 兼 行 雅 雄  
 管財課長 吉 永 一 夫  
 税務課長 渡 辺 克 淑  
 市町村行政課長 能 登 哲 也  
 市町村財政課長 山 口 洋 一  
 消防保安課長 原 悟  
 企画振興部  
 部 長 錦 織 功 政  
 理事兼  
 交通政策・情報局長 小 林 豊  
 政策審議監 内 田 安 弘  
 総括審議員兼  
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚  
 企画課長 坂 本 浩  
 首席審議員兼地域振興課長 津 森 洋 介  
 文化企画課長 草 野 武 夫  
 政策監兼  
 文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦  
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦  
 交通政策課長 中 川 誠  
 情報企画課長 古 谷 秀 晴  
 統計調査課長 池 田 正 人  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 東 泰 治  
 会計課長 福 島 裕  
 管理調達課長 前 野 弘  
 人事委員会事務局  
 局 長 岡 村 範 明  
 総務課長 吉 富 寛  
 公務員課長 松 永 寿  
 監査委員事務局  
 局 長 本 田 恵 則

首席審議員兼監査監 富 永 正 純  
 監査監 藤 本 耕 二  
 監査監 瀬 戸 浩 一  
 議会事務局  
 局 長 長 野 潤 一  
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市  
 議事課長 佐 藤 美 智 子  
 首席審議員兼政務調査課長 松 永 康 生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦  
 政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第7回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託されました請第27号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第27号についての説明者を入室させてください。

（請第27号の説明者入室）

○池田和貴委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを事前に配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、どうぞ。

（請第27号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 御説明どうもありがとうございました。趣旨はわかりましたので、後でよく審査をいたします。本日はこれでお引き取りください。

（請第27号の説明者退室）

○池田和貴委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○駒崎総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計の補正予算ですが、議案第1号として、通常分、熊本広域大水害関係分及び予備費等を活用した国の経済対策関係分を合わせまして113億7,000万円、また、議案第55号として、予備費等を活用した国の経済対策関係分、いわば第2弾でございますが、38億3,600万円、合計152億600万円を計上しております。

このほか、熊本県広域本部設置条例等の条例案件等も御提案、御報告申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、財政課長から、平成24年度12月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

今回、説明資料が2冊ございます。いずれもA4でございますが、厚いものと薄いものがございまして、まず、資料の表紙に（後議）と書いてございます厚いほうの説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

冒頭提案分の12月補正予算を御説明させていただきます。

中ほどにございますとおり、一般会計では、①水俣病関係あるいは国の経済対策基金の活用事業など通常分で13億2,900万円、②

広域大水害関係分62億100万円、それから③でございますが、国の経済対策第1弾に対応した経済対策関係が72億400万というふうになってございます。②と③の間に重複がございすけれども、合せると113億7,000万円の増額補正ということになってございます。

下段の表をごらんいただきたいと思いません。

下段の表は特別会計でございますが、白川の河川改修に係る用地先行取得事業特別会計の補正など、3つの会計、特別会計で補正がございす。

2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

2ページの7、分担金及び負担金、それから、3ページにわたっていただきまして、9番の国庫支出金、それから15番の県債でございます。この3つは、いずれも広域大水害関係あるいは国の経済対策の対応事業に係る財源としての追加でございます。

12番目の繰入金につきましては、国の経済対策基金を取り崩すもの、13番目の繰越金については、昨年度の決算余剰金の一部を充当するものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳でございます。

まず、1番目の一般行政経費でございますが、説明欄に記載しておりますとおり、扶助費では措置費の追加、物件費では水俣病総合対策事業、それから(4)のその他では国庫支出金返納金などがその内訳となっております。

5ページをお願いいたします。

2番の投資的経費でございます。これについては、(1)の普通建設事業費では、補助分として、災害対策としての白川、黒川の河川改修あるいは国の経済対策関係事業の追加でございます。100億余ということになってございます。また、単独分では、国のこれまでの経済対策基金を活用した事業、これあたり

を追加いたしております。

それから、(2)及び(3)に災害復旧事業、国の直轄事業負担金と出てまいっておりますが、これは主に熊本広域大水害関係の事業等を計上しているところでございます。

6ページをお願いいたします。

ここから7ページにかけまして、地方債の補正でございます。先ほどの歳入予算に計上いたしました県債の追加に伴うものでございます。

以上、ここまでが12月補正冒頭提案分の概要でございます。続きまして8ページをお願いいたしたいと思います。

ここから、補正予算に係る知事専決処分を2件御報告させていただきたいと思っております。

8ページでございますが、これにつきましては、10月9日の知事専決処分分でございます。中ほどに記載のとおり、11月11日に予定されていた県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙に関する経費でございます。一般会計で2,600万円の増額補正。

それから、9ページをお願いいたします。

9ページは、11月19日の知事専決処分でございますが、これは昨日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する経費でございます。12億400万の増額補正ということでございます。

以上が補正予算に係る知事専決処分2件の報告でございます。

続いて、追号関係を御説明いたします。薄いほうの説明資料に移っていただいてよろしいでしょうか。表紙に追号関係と書いてございます薄いほうの説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

追加提案分でございますが、これは、去る11月30日に決定された国の予備費を活用しました経済対策第2弾への対応でございます。

中ほどにございますが、緊急雇用基金の積み増しあるいは防災・減災対策など国の経済

対策関係事業の追加でございます。38億3,600万円の増額補正でございます。

下段の表をごらんいただきますと、これまで3回の補正をいたしました、最終的にこの補正後の額を書いております。一番右側の欄でございますが、補正後の額7,900億2,900万ということになってございます。

2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

7の分担金、負担金、それから、3ページに移りまして、9番の国庫支出金、それから15番の県債でございますが、これは、いずれも経済対策関係事業の普通建設事業費を中心とした、その財源となるものでございます。なお、先ほどの緊急雇用創出基金の積み増しの財源は、9番の国庫支出金の中に含まれております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページからが歳出予算の内訳でございます。

1番、一般行政経費の(4)その他でございますが、ここに緊急雇用創出基金の積立金、積み増しでございますが、これは16.4億円という数字が載っております。

それから、5ページをお願いいたしたいと思います。

2番の投資的経費の中の普通建設事業費、補助分でございますが、これにつきましては、道路、治山、海岸関係の事業など、21億9,500万円余の追加を計上いたしております。

最後に、6ページをお願いいたします。

ここも、先ほど申し上げました歳入予算に計上しております県債の追加に伴います地方債の補正でございます。

財政課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、関係課長から順次

説明をお願いいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。

説明資料の、先ほどの分厚いほう、（後議）という資料にお戻りください。その説明資料の11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について、平成25年度に2,090万円余を限度額として計上しております。これは広報誌制作の委託料でございます。年度当初から実施する必要があるため、契約締結まで期間を要するため、債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

説明資料13ページをお願いいたします。

上段部分ですが、秘書事務の委託業務につきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。設定期間は平成25年度から27年度までの3年間、設定額は9,935万円余となっております。

現在、副知事、各部長等の秘書事務を行うために、平成22年度から3年契約で秘書10名を配置いたしております。今回、引き続き秘書事務を委託するに当たりまして、今年度中に委託業者の選定や契約手続を完了させる必要がありますので、今議会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくおんをいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

資料の13ページの下段をごらんください。

繰越明許費についてでございますが、私立学校施設耐震化促進事業の予算額のうち、1億8,300万円について、平成25年度への繰り越しを行うものでございます。

当事業は、私立学校施設の耐震化を促進するため、私立幼稚園などを設置する学校法人に対し、園舎等の耐震診断、耐震補強及び改

築に要する費用の一部を補助するもので、6月議会において新規事業として御承認をいただいております。

繰り越し分は、認定こども園関連の改築の補助として交付決定を行った2棟分でございます。国から交付された安心こども基金を財源とするものでございます。

募集手続の関係で事業着手が10月となりましたが、今回は耐震診断からの実施となりますことから、年度内の事業完了は困難な状況となっております。このため、改築に係る交付決定額の全額につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

資料は15ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますけれども、これは、熊本県総合行政ネットワークの管理、運営に係ります平成25年度の業務委託につきまして、年度内に契約事務を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前野管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

県の各機関において、契約する業務のうち共通的なものにつきまして、管理調達課のほうで取りまとめて設定をお願いしているものでございます。

それぞれの業務は、25年4月から役務の提供を受けるために、年度内の入札等の契約手続を進める必要があるものにつきまして御審議をお願いするものでございます。

まず、上段の県有施設等管理業務でございますが、限度額47億5,200万余の設定でございます。主な内容は、庁舎清掃や庁舎の警備に係る業務委託等でございます。

次に、下段でございますが、限度額1億1,800万余の設定でございます。主な内容は、警察学校等の給食業務の委託等でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

こちらは債務負担行為の変更でございます。

上の段の情報処理関連業務につきまして、限度額7,300万余から2億4,000万余へ、1億6,000万余の変更でございます。各種庁内ネットワークシステムの保守に係る委託等の追加でございます。

次に、下段でございますが、事務機器等の賃借でございます。限度額29億1,500万余から29億2,600万、約1,000万余の変更でございます。主な変更はパソコンリース等の追加でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

財政課長からも説明がございました2件の専決予算でございます。資料の20ページをお願いします。

まず、10月専決でございます。これは、議員の辞職に伴います平成24年11月11日執行の県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙に要する経費でございます。

次に、22ページをお願いします。

こちらは、11月専決でございます。これは、昨日執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で御説明をいたします。

まず1、条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することなどに伴い、関係規定の整備をするものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

(1)でございますが、今回、市町村との協議が調った21の事務について、8市町へ移譲するものでございます。

まず、①でございますが、新たに熊本市、山鹿市に移譲する事務として、道路管理者に対する軌道工事執行の指示等に関する事務などの5項目を追加するものでございます。また、②でございますが、保健師等の免許申請等の受け付けに関する事務など16項目について、山鹿市を初め5市2町を新たに移譲先として追加するものでございます。

なお、今回山鹿市への移譲事務が多くなっておりますが、これは、山鹿市と鹿本地域振興局の所管区域が一致し、山鹿市の振興が県にとっては鹿本地域の振興につながることにあります。そうした状況を踏まえまして、山鹿市との連携強化に取り組んでおりますが、その一環として、権限移譲を進めることにより住民の利便性向上等を図っていくという取り組みによるものでございます。今回は、主に保健師などの医療従事者の免許申請等の受け付けに関する事務などを移譲することといたしております。

これによりまして、医療従事者に係る免許申請と申請の際に必要な戸籍抄本などの取得が、山鹿市役所だけでできるようになります。

そのほか、項目9番に挙げております農地

転用の許可等に関する事務につきましては、現在熊本市と宇土市に事務を移譲しておりますが、今回玉名市及び上天草市に移譲するものでございます。

また、項目の12番でございますが、開発行為等の規制に関する事務につきましては、今年度から天草市に建築確認の事務を移譲したところですが、今回関連する事務として天草市に移譲するものでございます。

3の施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

30ページをお願いいたします。

4の経過措置でございますが、事務移譲に係る一般的な経過措置として、条例施行の際、知事が行った処分等につきましては、事務を移譲する市町村の長が行った処分とみなす旨の規定をいたしております。

続きまして、熊本県広域本部設置条例の制定についてでございますが、資料の36ページをお願いいたします。

最初に、この資料で広域本部の全体像につきまして御説明をさせていただきます。

まず、広域本部設置の目的でございますが、9月議会で御報告したとおり、広域本部は、政令市以外の地域振興など広域的な取り組みの推進や災害時における機動性、専門性の向上を図る体制として設置をいたします。また、地域振興局は、10局体制を維持し、住民に直接かかわるサービスを引き続き提供いたします。

これらによりまして、広域本部のもと、地域振興局が持つ地域密着性と広域機動性を兼ね備えた総合力のある体制を整備し、県民サービスの向上を目指すというものでございます。

次に、平成25年度から広域本部で実施する主な業務についてでございますが、大きくは広域性、専門性、効率性などの3つの業務を広域本部に集中して実施することといたしております。また、有事の際の機動性も確保す

ることとしております。

分野別に説明いたしますと、総務分野では、広域的な地域振興・観光振興業務、さらには収税業務や課税業務を実施いたします。なお、収納や簡易な税務相談につきましては、各振興局で窓口を設置して対応をいたします。

保健福祉分野につきましては、やさしいまちづくり、社会福祉協議会や介護老人保健施設の指導監査、農林水産分野では、農地転用や農振除外業務など、土木分野では、工事検査等の業務を実施いたします。現在の地域振興局で実施している業務の約1割程度を、広域本部で実施するイメージとなります。

なお、10の振興局では、最下段にありますように、引き続き、局管内における地域づくりや農業普及業務、さらには、道路、河川等の工事、維持管理などの業務を実施することといたしております。

なお、組織につきましては、地域振興局の組織と重複することがないように、広域本部を設置する振興局の既存の組織を活用することといたしております。コストにつきましても、広域本部長が本部が置かれる地域振興局の局長を兼ねるなどの措置により、簡素化を図ることといたしております。

少し戻りまして、34ページをお願いいたします。

熊本県広域本部設置条例の制定につきまして、条例案の概要で御説明をいたします。

まず、主な改正内容についてでございますが、(1)の第1条関係では、広域本部は、地方自治法に基づく総合出先機関として設置をし、また、県民に身近な事務を分掌させるために地域振興局を置くとともに、県央広域本部につきましては、農政事務所及び土木事務所を置くことを規定しております。

(2)の第2条関係では、広域本部の名称、位置及び所管区域について、地方自治法に基づき、表のとおりに定めております。なお、



広域本部の事務のうち、例えば水産課のように、特例的に所管区域を超えて処理を行えるように、あわせて規定をいたしております。

(3)の第3条関係は、地域振興局、農政事務所、土木事務所に関する規定でございます。本来、自治法上は規定する必要はございませんが、地域に身近な地域振興局の設置根拠につきましては、条例にきちんと明記をいたしているところでございます。なお、名称及び位置につきましては、現行どおりでございます。

(4)の第4条関係では、広域本部等に本部長等及び必要な職員を置くことといたしております。

施行期日は、平成25年4月1日といたしております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

熊本県広域本部の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。条例案の概要で御説明をさせていただきます。

まず1、条例改正の趣旨でございますが、この条例は、広域本部の設置に伴い必要となる関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、記載の(1)から(6)までの6本の関係する条例につきまして、現在、地域振興局、熊本県熊本県税事務所、または熊本県熊本農政事務所と規定しているものにつきましては、今回、広域本部の設置に伴いまして、広域本部等に改正するものでございます。

3、施行期日でございますが、広域本部設置条例に合わせまして、平成25年4月1日としております。

続きまして、資料の44ページをお願いいたします。

熊本県福祉事務所設置条例及び熊本県保健所条例の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で御説明をさせていただきます。

今回、広域本部の設置に合わせまして、広域的な事務処理を行うことができるように、福祉事務所及び保健所の所管区域の特例を設ける規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、広域本部設置条例に合わせ、平成25年4月1日といたしております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で御説明をさせていただきます。

まず1、条例改正の趣旨でございますが、大きく3点ございます。1点目は、自宅に係る住居手当の廃止、2点目は、1時間当たりの給与額の算出方法の見直し、3点目は、地方自治法の一部改正に伴う関係規定の整備でございます。これに伴い、給与条例の改正を行うものでございます。

2の改正する条例についてですが、今回(1)から(6)までの関係する条例6本を一括して改正するものでございます。

次に、3、主な改正内容についてでございますが、まず(1)ですが、人事委員会勧告を踏まえまして、自宅に係る住居手当について、現在月額3,000円を支給しておりますが、これを廃止するものでございます。

次に、(2)ですが、時間外勤務手当等の算定の基礎となる1時間当たりの給与額につきまして、労働基準法の規定の趣旨を踏まえまして算出方法の見直しを行うものでございます。

主な見直し点は、計算式を示しておりますが、まず分母の部分、こちらは年間の勤務時間数となっております。このうち変更点は、祝日や年末年始の休日に相当する勤務時間数を差し引くというものでございます。分子につきましては、年間の給与総額となっております。今回、初任給調整手当等の額を新たに

加える変更を行うものでございます。

次に、(3)ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、新たに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が創設され、地方自治法に規定されている手当として新たに追加されました。これに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

4の施行期日でございますが、3の(1)の自宅に係る住居手当の廃止及び(2)の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しにつきましては、平成25年4月1日としております。(3)の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が現時点で施行されていないことから、同法施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。

なお、自宅に係る住居手当の廃止につきましては、2年間の経過措置を設けることとしており、平成25年度につきましては月額2,000円、平成26年度につきましては月額1,000円を支給することとしております。

最後に、恐れ入りますが、別冊の追号議案の資料のほうをお願いいたします。一番最後のページ、10ページになります。

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例についてでございます。条例案の概要で御説明をさせていただきます。

今回追加提案となりましたが、これは、国の退職手当法の改正法案が11月16日に国会で可決、成立し、法律の公布並びにその公布を受けて地方公務員の退職手当の見直しの国の通知が出されましたのが11月26日でございます。このため、条例改正に当たりまして、規定に不備がないように万全を期する必要があったことから、追加提案となったものでございます。

まず1、条例改正の趣旨でございますが、官民の退職給付の格差を解消するため、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられることに伴い、これとの均衡を図るため、職

員に支給する退職手当の額を引き下げるものでございます。

2、改正する条例についてでございますが、(1)から(4)までの関係する条例4本を一括して改正するものでございます。

3、主な改正内容についてですが、民間の支給水準との均衡を図るため、制度上設けられております調整率を、現在の100分の104から100分の87に引き下げるものでございます。これによりまして、退職手当は、現在平均約2,700万円から400万円程度の減額となり、約2,300万円となる見込みでございます。退職理由、勤続年数にかかわらず、全ての退職者にこの調整率を適用することといたしております。

4、施行期日についてでございますが、国の改正退職手当法の施行時期に合わせまして、平成25年1月1日としております。

なお、調整率につきましては、4の(2)の表にありますように、経過措置として、国に準じまして24年度から26年度にかけて段階的に引き下げることにいたしております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしく願いをいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

再び、申しわけございませんが、厚いほうの説明資料、表紙に後議と書いた説明資料にお戻りをいただきたいと思います。この50ページをお願いいたします。

ここから56ページにかけてまでが議案第17号手数料条例の一部を改正する条例の制定でございます。ずっとおめくりいただきまして、57ページに改正の概要をおつけしておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。57ページをお願いします。

まず、1番目の改正の趣旨でございます。

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行等、これに伴いまして手数料等の規定を追

加、整備するというのが今回の改正条例でございます。

2番目の主な改正内容でございますが、(1)の①と②をごらんいただきますと、低炭素建築物の新築等計画の認定というのが事務でございますが、これを申請するに当たり、手数料を新設ということになってございます。6,000円ほかでございます。②は、その計画の変更に係る申請手数料でございます。これが3,000円ほかというふうになってございます。(2)に書いてございますとおり、その他必要な規定の整備もあわせて行わせていただきたいというふうに考えております。

3番目の施行期日でございます。公布の日から起算して10日を経過した日というところでございます。

最後のその他でございますが、この手数料につきましては、県の収入証紙で収入をいたします。このため、県の収入証紙条例もあわせて改正をするというものでございます。

続きまして、最後に58ページをお願いいたします。

もう1件ございます。議案第40号でございます。

平成25年度の当せん金付証券、いわゆる宝くじでございますが、これの販売限度額を決めるものでございます。

冒頭でございますとおり、当せん金付証券法第4条の規定によりまして、総務大臣に対しまして販売許可を申請するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

中ほどに書いてございますとおり、発売総額は110億円以内ということでございまして、昨年と同様の額を掲げてございます。

財政課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受け

たいと思います。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 後議、分厚いほうの資料の28ページで、条例改正で——移譲するというところで、山鹿の関係が中心に出されておりますけれども、鹿本地域振興局、振興局の広域体制の見直しとあわせてということだろうと思っておりますけれども、この中で見ていくと、山鹿市と今度地域振興局と連携をとってやっていくということですが、これで大体全て山鹿市で県のやつをやっていただくのは、大体これなんですか。これからも、また移譲をさらにかけていくという段階なんですか。

○古閑人事課長 今回御提案させていただいておりますのは、25年4月からの実施分でございます。今後山鹿市と協議をさせていただく中で、移譲する項目等につきましてはふえてくるものではないかというふうに理解しております。

○鎌田聡委員 大体これでどのくらいなんですか。あと半分ぐらいが残っていると、割合的に。

○古閑人事課長 今まさに協議を進めているところでございまして、なかなか定量的にどれだけというのは申し述べにくいところもございまして、できる限り——もともと今回の目的につきましては、権限移譲の推進によりまして住民サービスの向上というのが目的でございますので、その目的の趣旨に沿って、山鹿市と今後協議を進めていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 なかなか急々には難しいかもしれませんが、ぜひ地域の中で、できるだけできることは市のほうでやっていただ

くということで、時間をかけながらも、徐々にそういったことを進めていただきたいと思います。

もういっちょいいですか。

済みません、不勉強で申しわけないんですけども、宝くじのやつですけれども、昨年と限度額は同額ということですが、これは、年々、販売額とか減ってきているんですか。どうなんですか。

○濱田財政課長 本県の状況を申し上げますと、平成18年度をピークに、去年まで、平成22年までずっと右肩下がりですけれども、23年度によろやくV字、V字ではないんですが、回復基調にあるという状況でございます。24年度はまだ出ておりません。

○鎌田聡委員 これは、県の財政にどのくらいプラスになっているんですかね。

○濱田財政課長 宝くじの収益のおよそ41.1%が収益金として地方公共団体に還元をされております。ですから、簡単に考えれば、県内で売れた宝くじの総額にその程度を掛けていただきますと、それが県内全体での収益金というふうになります。

ちなみに、昨年度から熊本市と熊本県の取り分を6対4に分けてございますので、それぞれの分け分ですさらに配分されるという状況です。

○鎌田聡委員 じゃあ、売り上げの割合なんですね。その分多く当せん額が出ていたら、その分が引かれるとかじゃなくて、もう売り上げなんですね。

○濱田財政課長 そのとおりです。

○鎌田聡委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。――なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号から第17号まで、第40号、第55号及び第56号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第27号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

請第27号私学助成の充実強化に関する請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものがございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくし、保護者負担の軽減を図るため、私学助成のさらなる充実を求めるものがございます。

請願事項は3項目ございますので、それぞれの項目の現状について御説明申し上げます。

まず第1点目は、私立学校の教育条件を改善するため、経常費助成の増額を求めるもの

でございます。

本年度予算では、私学全体で約80億円、うち中学、高校で55億円の経常費を措置いたしております。予算額、生徒1人当たりの単価ともに、若干ではございますが、伸びております。

2点目でございます。保護者の学費負担軽減のため、学費軽減制度の拡充を求めています。

公立高等学校の授業料が無償となったのに対しまして、私立は、就学支援金が支給されることとなりましたが、依然として自己負担が残っております。県といたしましても、平成22年度に授業料減免制度を拡充し、例えば年収250万円未満程度の世帯について、これまでの半額減免から全額減免に改正するなどして、今年度は総額1億1,000万円程度の予算を措置いたしております。

3点目は、就学支援金の増額及び返済不要の奨学金制度の新設について、国に対する働きかけを求めています。

国の平成25年度概算要求においては、就学支援金については、本年度と同様の制度で引き続き要求がなされており、また、返済不要の奨学金制度の新設につきましては要求がなされておられません。今後の動きについては、まだ不透明な部分がありますので、注視していく必要があろうかと思っております。

なお、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会から私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して質疑はありませんか。——ないようでございますので、質疑を

終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第27号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第27号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○池田和貴委員長 挙手少数と認めます。よって、請第27号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

熊本県地域防災計画の見直し及び防災対策について御報告を申し上げます。

資料の1ページをお願いします。

熊本広域大水害に係る検証の最終的な取りまとめを行い、去る12月3日に開催されました第6回の復旧・復興本部会議で報告を行いましたので、その概要を御説明申し上げます。

検証では、1の検証項目に記載のとおり、人命を守り、被害を最小化するために、特に重要な気象情報の伝達や避難勧告等の発令を初めとする初動期の災害対応7項目について検証を行いました。

2の検証方法のとおり、被災市町村との意見交換や学識経験者からの意見聴取等も踏まえ検証を行い、その結果、全体で38の課題を抽出するとともに、それらの課題ごとに対策も導き出しております。

対策につきましては、次の地域防災計画の見直しにも反映させたいと考えております。

2ページをお願いします。

気象状況を記載しております。

今回の雨が記録的な豪雨だったこと、また、最下段には、今回の災害との類似性が指摘されております平成2年の災害時との比較検証も行っております。

次に、3ページから6ページにかけて、項目ごとに検証結果と課題及び対策の主なものを紹介させていただいております。

これらの対策につきましては、既に一部着手をしておりますが、今後早急に工事していきたいと考えております。今後とも、関係機関としっかり連携を図りながら、防災力の向上に努めてまいる所存でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

原子力災害対策について御報告いたします。

1点目は、8月11日に実施された鹿児島県原子力防災訓練への参加でございます。

水俣市及び天草市とともに視察を行うとともに、通報連絡訓練には本県も参加させていただいたところでございます。

2点目は、10月25日に開催しました関係4市町との2回目の会議でございます。

今回は、川内原子力発電所の安全対策について、現地視察を行うとともに、8ページになりますが、鹿児島県原子力安全対策課と意

見交換を行いました。

鹿児島県では、昨年12月に、20キロ圏内を対象とする計画を策定されておられますが、その中で、隣接県である本県と緊密な連携を図る旨、記載がなされております。

今後とも、鹿児島県とは常に情報交換を行いながら、対策に努めてまいりたいと考えております。

危機管理防災課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課でございます。

A3横の資料「フードバレー構想(仮称)案」の基本的な考え方等についてという資料をごらんください。

今年度内の策定を目指し、現在作業中のフードバレー構想について、基本的な考え方をまとめましたので、御報告させていただきます。

まず、資料左上の基本的な考え方ですが、本県の現状と課題や日本における農林水産業、食の可能性を踏まえ、県南地域の豊富な農産物などを生かし、食品、バイオなどの研究開発機能や企業を集積させるフードバレーの形成を推進することで、地域の活性化を目指すこととしております。

そのため、今後の目指すべき姿や取り組みの方向性を示すフードバレー構想(仮称)を策定し、食関連産業の振興に向けた幅広い取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、左側の中央の構想の対象とする産業等につきましては、広く食関連産業としております。

その範囲は、左側点線部分の農林水産物や加工食品、飲料など食べ物を中心としておりますが、県南の各地域にある食べ物以外の、例えば、イグサ、花卉、木材とともに、食品加工機械や農業用資材、環境関連、流通、小売、さらには植物工場なども含めて、幅広く対象と考えております。

左下の構想推進エリアですが、イメージ図の実践で示しました県南地域、八代市を中心とした八代、芦北、水俣、人吉・球磨地域において展開をいたします。また、点線で示した隣接する天草・宇城地域においても、特性を生かした同じ方向を目指す取り組みについては、一体となった展開を図ります。そして、将来的には、この地域の取り組みが県下全域にも拡大していくことを目指したいと考えております。

次に、資料の右側部分をごらんください。

目指す姿と取り組みの方向性についてですが、4つの柱を考えております。

1つ目が、6次産業化、農商工連携による地域内生産物等の高付加価値化です。目指す姿としては、6次産業化、農商工連携が地域全体に展開されるとともに、農林水産物の高品質化が進み、多様な高付加価値商品の生産が行われている、フードバレーとしてのブランドが確立し、地域内の生産物が高い評価を受けているという姿を描いております。

その目指す姿に向け、6次産業化、農商工連携の活発化、2番目に、他地域との差別化による高付加価値化、そして生産・流通体制の整備という3つの方向性を掲げ、6次産業化、農商工連携への支援強化などの取り組みを進めていきたいと考えております。

2つ目が、地域内生産物等を生かす企業・研究開発機能等の集積です。

目指す姿としては、食品関連の企業や研究開発機能の集積が進み、食関連産業を中心に、地域経済の活性化、雇用の創出などにつながっているという姿を描いております。

方向性としては、①農業への企業参入促進、食関連企業・研究開発部門の誘致など3つを掲げており、企業の農業参入、企業誘致に対する支援強化などの取り組みを進めていきたいと考えております。

3つ目が、アジアとの貿易拡大、首都圏等への販路拡大です。

目指す姿としては、県南地域の農林水産物や加工品が、八代港等を活用しながら、アジアを中心とした海外へ活発に輸出されている、首都圏等の大消費地において、地域内生産物の認知度が向上し、シェアを拡大しているという姿を描いております。

方向性としては、八代港の活用等による輸出の拡大、首都圏等への販路拡大という2つを掲げており、輸出や販路拡大につながる取り組みを進めていきたいと考えています。

4つ目が、人材育成の強化、推進体制の構築です。

目指す姿としては、活発なネットワーク活動から、新たな企業、高付加価値商品が数多く生まれている、農林水産業者、商工業者に流通や経営、加工、研究開発など、幅広い知識を備えた人材が育ち、地域経済の牽引役となっているという姿を描いております。

方向性としては、推進組織の設立、機能強化、ネットワーク形成、人材育成という3つを掲げており、地元市町村を初め、商工会議所やJAなどの関係団体、企業、農林水産業者と一緒に推進組織を設立するなどの取り組みを進めていきたいと考えております。

現在、関係市町村、企業、団体等と意見交換を行いながら、フードバレー構想の策定作業を進めております。2月議会の本委員会において、最終取りまとめ案を御報告したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上です。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

ダムによらない治水を検討する場第4回幹事会が11月8日に開催されました。幹事会では、これまで検討してまいりました直ちに実施する対策及び追加して実施する対策を実施

した後の年超過確率及び氾濫シミュレーションについて、国の試算が示されております。

まず、これまで検討してまいりました対策についてですが、裏面をごらんください。

赤枠で示しているものが直ちに実施する対策です。また、緑の枠で示しているものが追加して実施する対策で、直ちに実施する対策だけでは不十分ということで、昨年9月の本会以降、幹事会において積み上げてきた対策です。人吉地域の引き堤、掘削、遊水地、市房ダムの有効活用等となっております。

表に戻っていただきます。

これらの対策を全て実施した後の年超過確率の試算ですが、枠内の表をごらんください。

基準地点として、人吉、大野、横石と並んでおります。大野は球磨村、横石は八代市坂本町にあります。

右の欄で、水位が計画高水位または地盤高を下回る洪水の欄がありますが、これは、球磨川における戦後の上位12洪水に対して、第何位までが安全に流下できるかということを示したもので、人吉は既往第4位まで、大野、横石は既往第1位まで安全に流せるという結果となっております。

今回、その基準地点の年超過確率について、人吉が5分の1から10分の1程度、大野が10分の1から20分の1程度、横石が20分の1から30分の1程度という試算が出されております。

年超過確率は、例えば年超過確率5分の1規模の洪水の場合、毎年、1年間に洪水が発生する確立が20%であるということを示しております。

また、国からは、参考として、全国の直轄河川の河川整備計画は戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標としていることが多く、その結果として、年超過確率が20分の1から70分の1の範囲となっているということが説明されております。

次に、対策実施後における氾濫シミュレーションについてですが、シミュレーションは、球磨川流域において戦後最大の被害を与えた豪雨を想定し、堤防がある場所においては、その計画高水位を超えると堤防が決壊するという前提のもとで検討されております。

その結果、下流地域の八代地区では、浸水区域が対象、中流地区では、農地等の浸水区域はありますが、家屋への浸水被害がなくなる、上流の人吉市街部では、2メートル以上の浸水区域が解消されるとともに、床上浸水の区域も大幅に減少するということが示されております。

今後のことですが、今回の試算等を流域の各市町村が持ち帰っておりまして、どのように評価するか御意見を伺いながら、今後の検討する場の進め方を判断していくこととしております。

以上です。

○池田和貴委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 危機管理防災課にお尋ねしたいんですが、この問題は代表質問で取り上げて、その後九電との——これは協定か覚書かちょっと私も記憶がないんですけども、結ばれたときは、関係4市町村ではなくて、県と九電との話し合いの結果、覚書——協定ではなかったと思うんですけども、その後4市町村を含めた対策推進会議は立ち上げられたのか。そのときは、既にそういう関係市町村のこういう対策会議は立ち上げておられたのか。私の記憶によりますと、県が九電との話し合いの中、その情報をその後関係市町村に伝えるということだったと思うんですけども、この協議会、2回開催をされているんですけども、この辺の前後関係はどうだったのか。



○福島危機管理防災課長 今氷室先生おっしゃったとおり、まず九電と——名称は覚書でございます。覚書を締結しまして、この覚書につきましては、九電と県との覚書でございます。県から関係市町村に、連絡体制等を整えるということを目的といたしまして、覚書締結後速やかにこの4市町との推進会議を設置しまして、2回会議を開催したところでございます。

○氷室雄一郎委員 その覚書を結んだときは、県が代表して、関係4市町村は、その後情報をきちっと伝えるということだったと思うんですけども、その後対策推進会議は立ち上げられまして、そこでいろんな協議があったと思うんですけども、その県が結んだ覚書の中で、もっとこういうものを九電に求めなければならぬのじゃないかという、そういう御意見等は出たのかどうかということですね。それが覚書にまた反映することができるのかということをお尋ねしたいんですけども。

○福島危機管理防災課長 県と九電と覚書を締結するに当たりましては、その関係4市町とも随時意見交換を行ってまいりました。最終的に県と九電とで結ぶということになりまして、当然関係4市町のほうも、一緒に対策を取り組む上で県と連携をしっかりと図りたいという要望がございましたので、それを踏まえまして4市町との対策推進会議を設置しました。

したがいまして、九電との覚書の締結の検討と並行して、4市町との対策のあり方についても、検討してこういう形をとったところでございます。

○氷室雄一郎委員 だから、その4市町と県との対策推進会議をその後立ち上げて、2回

ほど協議があっているわけでございますけれども、当初県が結んだ覚書の中で、こういうものをもう少し何とかしてほしいとか、いろんなそういう御意見が出たのかどうかということ。そういう御意見は出なくて、ここに出た視察とか情報の——その覚書の範囲の中で、さまざまな御意見は4市町から出なかったかということをお尋ねしているんです。

○福島危機管理防災課長 覚書の内容は、あくまで九電側に災害等が発生したときに、県に対して速やかに連絡をするという内容になっております。覚書の中では、特に4市町と県との対策の内容については記載をしておりますけれども、4市町からは、とにかく九電から県に連絡が入ったときは速やかに連絡をしてほしいということと、あと対策については、常に県と一緒に取り組みたいということがございましたものですから、まずはやはり原子力に対する知識、これを習得していこうというのが一番だろうと県も思いましたし、環境省からもそういうお話がありましたので、こういう形で今一緒に九電の川内原発を視察したり、あと今鹿児島県と取り組みも一緒に、関係4市町と聞きながら、まずは原子力災害対策知識を蓄えまして、その後県としてどのような対策を講じていくべきか、考えていきたいというふうになっております。

○氷室雄一郎委員 具体的な、県に対して、この協議会の中で、県を通じて九電にこういうことをもう少し求めてほしいとか、そういう御意見というのは今の段階ではあっていないということですね。

○池田和貴委員長 福島課長、市町村から県に、こういうことを県として聞いてくださいとか、そういう要望は市町村から出てなかったのかというのが氷室先生の質問ですので、

ちょっと済みません、その辺を踏まえて話をお願いします。

○福島危機管理防災課長 市町村からは、今のところ具体的にこうしてほしいとかいう個別の話はありませんけれども、とにかく今のところはまだ——県と一緒に知識をまず蓄積していこうというのが今のところ中心となっております。

市町村からの要望は、今のところそういうところと、あとは、先ほど言いました、九電から連絡があったときの情報連絡体制、これをしっかりと取りましようということで要望を受けております。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○中村博生委員 フードバレー構想ですけれども、いろいろでき上がりつつあると思いますが、窓口、これは新たに新設されるのか、それとも今までどおり各部署部署で対応するとか、その辺はどういう方向性なんですか。

○坂本企画課長 現在、企画課、そして農林水産部局、そして商工部局、一緒になって検討を進めておるところです。

今後の進め方については、また来年度以降、どういった体制になるのか、連携が進むような体制を考えていくことになると思います。

○中村博生委員 この6次産業化が始まって、何かわかりにくい部分が大分あったような気がしますので、せっかくなので構想で県内に広げるといふあれがありますから、その辺をびしゃっとわかるような、わかりやすい部署にしてもらった方がいいかなと思いますし、仮に動き出すとする——まあ、補助金関係が出てきますよね。今まで補助事業でつくっていた加工所を、軌道に乗ったから、例えば冷

蔵庫が足りないとかあるじゃないですか。そういうあれもこれ絡みの——これはまた別に事業は事業であつとでしようけれども、そういうのもここで、窓口がはっきりすればそこで対応するとか、まあいろいろ予算的にあるですよ。農林水産業の事業とか商工の事業とかあつとでしようけれども、その辺もびしゃっとした形で、わかりやすくてできるようにしていただければと、要望しておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

済みません、なければちょっと私から1つ、川辺川ダムの総合対策課なんですが、今御説明をいただきましたけれども、ダムによらない治水を検討する場、これは今回松田議員の質問にもありましたが、ダムによらない治水を今検討していただいておりますが、これは対策は全てできたとして、今会議内容でこの3カ所が出ていますね、人吉、大野、横石。この治水安全度が年超過確率というので示されているんですが、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として、全国の直轄河川の河川整備計画では、年超過確率が20分の1から70分の1の範囲となっていると、全国の河川はですね。ということは、ここです。20分の1から70分の1の範囲よりも、例えば人吉は外れているし、大野も外れている。ある意味、ほかの河川に比べて、ダムによらない治水を検討案をしたとしても、治水安全度は、この2点においては、ほかの全国の河川よりも低いという、そういう意味でよかったですかね。

○福山川辺川ダム総合対策課長 結果としては、他の河川と比較した場合、同じ基準で比較した場合は低いということになるかと思えます。

ただ、これはあくまでも何か決まりがあるということじゃなくて、全国の国直轄河川の河川整備計画が一般的にこうなっていると

う水準を示したものだと思っていますので、決してこの数値をもって、いわゆる河川整備計画とかができないということではないと思います。

○池田和貴委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時11分開会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長